



山口市

報道資料

令和4年2月1日

1 件 名 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の所得制限超過世帯への給付及び離婚世帯への対応について

2 内 容

(1) 所得制限超過世帯への給付（子育て応援臨時特別給付金）

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金において、児童手当の所得制限を超過しているため、給付を受けられない世帯に対し、本市の全ての子育て世帯を応援する観点から、本市独自に児童1人当たり10万円を給付します。

① 対応

本市事業として「子育て応援臨時特別給付金給付事業」を創設し、補正予算（2月1日専決）により対応します。財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用します。

- 予算額 181,000千円
- 事務費 1,000千円
- 事業費 180,000千円 [10万円×児童数1,800人]

② 想定支給対象 児童数1,800人 [1,100世帯]

■ プッシュ型給付の対象

- ・ 対象者 令和3年9月分の児童手当（特例給付）を山口市から受給した者（公務員を除く。）
- ・ 世帯・児童数 800世帯（児童数1,340人）
- ・ スケジュール 2月10日頃 案内文郵送
2月末 給付金支給

■ 申請による給付の対象

- ・ 対象者 基準日(令和3年9月30日)に山口市に住所を有する下記の者
 - ・ 公務員の児童手当（特例給付）受給者
 - ・ 高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童の父母等（所得が児童手当の支給限度額を超える者）
 - ・ 令和3年9月30日の翌日以後令和4年3月31日までに出生した新生児の父母等（所得が児童手当の支給限度額を超える者）



山口市

- ・世帯・児童数 300世帯（児童数460人）
- ・スケジュール 2月中旬 申請書郵送、申請受付開始
3月上旬 順次、給付金を支給

（2）離婚世帯への対応

① 対応方針

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金において、基準日以降に離婚したことにより、前養育者へ給付金が支給され、実際の養育者に給付金が届かない事案が生じており、国においてこうした事案に該当する離婚した養育者を救済するための方向性が示されたところです。

このことから、国の方針が確認でき次第、本市においても支給する方針です。

■予算額 5,000千円 [10万円×児童数50人]

現計予算にて対応する予定

② 想定支給対象 児童数50人（30世帯）

③ スケジュール 国の方針が確認でき次第、速やかに対応

※現時点で国から正式な通知はありません。

3 問い合わせ

山口市こども未来部こども未来課 手当給付担当
TEL 083-934-2797